

年 金

第4分冊

企業年金の会計と税制

2026年3月改訂

公益社団法人
日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験（専門科目）を受験する方のための教材です。

各項目について見識ある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を習得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表すものではありません。しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

2025年度 テキスト部会（年金）

第4分冊 企業年金の会計と税制

第4分冊 企業年金の会計と税制.....	4-1
4.1 企業年金の税制	4-1
4.1.1 企業年金の税制の概要.....	4-1
4.1.2 拠出段階.....	4-3
4.1.3 運用段階.....	4-4
4.1.4 給付段階.....	4-6
4.1.5 確定拠出（個人型）.....	4-8
4.1.6 各種控除について.....	4-9
4.1.7 退職給与引当金制度について.....	4-15
4.2 退職給付会計	4-16
4.2.1 退職給付会計基準の概要.....	4-16
4.2.1.1 平成10年会計基準と平成24年改正会計基準	4-16
4.2.2 基本的な考え方.....	4-19
4.2.2.1 退職給付債務	4-19
4.2.2.2 年金資産	4-22
4.2.2.3 連結財務諸表の会計処理	4-22
4.2.2.4 個別財務諸表の会計処理	4-24
4.2.2.5 開示について	4-25
4.2.2.6 確定拠出制度の会計処理及び開示	4-26
4.2.2.7 複数事業主制度の会計処理及び開示	4-26
4.2.2.8 退職給付制度間の移行又は退職給付制度の改訂	4-27
4.2.2.9 退職給付制度の終了	4-27
4.2.3 数理実務基準と数理実務ガイダンス.....	4-30
4.2.3.1 退職給付会計に関する数理実務基準	4-30
4.2.3.2 退職給付会計に関する数理実務ガイダンス	4-31
4.3 国際財務報告基準（IFRS）の概要	4-32
4.3.1 IFRS.....	4-32
4.3.2 IAS19.....	4-33
4.3.2.1 IAS19の構成	4-33
4.3.2.2 IAS19に関する数理実務基準	4-35

（法令等の原則的基準日：2022年3月末日）

4.1 企業年金の税制

4.1.1 企業年金の税制の概要

日本の企業年金に関する税制は、同じように老後の生活資金確保という役割をもつ、公的年金、及び、退職一時金に関する税制との関係が重要である。

公的年金（国民年金、厚生年金保険、共済年金）に関する税制は、保険料の拠出時には、事業主分は全額損金（必要経費）算入、本人分は全額社会保険料控除の対象となり、年金給付の支払い時には、公的年金等控除を差し引いた額が雑所得として課税される。

退職一時金等、退職に起因して支払われる一時金は、退職所得として課税される。退職所得は分離課税であること、及び、退職所得控除が適用になることなど、他の所得に比べ優遇されているという特徴がある。

日本における企業年金に関する税制を、「拠出段階」「運用段階」「給付段階」に分けて整理すると、次の通りである。公的年金、及び、退職一時金に関する税制との比較では、同じ取扱いとなっているものも少なからずあるが、灰色をつけた箇所では、相違がある。

		厚生年金基金	確定給付 企業年金	確定拠出年金 (企業型)
拠 出 段 階	事業主掛金	全額損金算入	全額損金算入	全額損金算入
	加入者掛金	社会保険料控除	一般生命保険料 控除	小規模企業共済 等掛金控除
運 用 段 階	積立金	代行部分の 3.23 倍を超える部分 について特別法 人 税 課 税 (※1)	加入者拠出分を 除いた部分につ いて特別法人税 課税 (※1)	特別法人税課税 (※1)
給 付 段 階	年金 (老齢)	雑所得課税 (公的年金等控除 の対象)	加入者拠出分を 除き雑所得課税 (公的年金等控除 の対象)	雑所得課税 (公的年金等控除 の対象)
	一時金 (老齢)	退職所得課税(退 職所得控除の対 象) (※2)	加入者拠出分を 除き退職所得課 税(退職所得控除 の 対 象) (※2)	退職所得課税 (退職所得控除の 対象) (※3)
	年金・一時 金 (遺族)	非課税	相続税課税	相続税課税

※1 令和5年3月31日まで課税が凍結。

※2 退職に起因しない場合は一時所得。

※3 脱退一時金は一時所得。

4.1.2 拠出段階

(1) 事業主掛金

厚生年金基金の事業主掛金は、法人税法上または所得税法上、損金（法人）または必要経費（個人）に算入される（法人税法基本通達 9-3-2）。

確定給付企業年金においても、事業主掛金は損金または必要経費に算入される（法人税法施行令第 135 条）。

確定拠出年金（企業型）においても同様である（拠出限度額あり）。

(2) 加入者掛金

厚生年金基金の加入者掛金は、社会保険料控除が認められる（所得税法第 74 条）。

確定給付企業年金の加入者掛金は、一般生命保険料控除が認められる（所得税法第 76 条）。

確定拠出年金（企業型）における、加入者掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象とされている（所得税法第 75 条）。

4.1.3 運用段階

(1) 年金資産に関する税制（特別法人税）

法人税法第 84 条第 1 項に規定する退職年金業務等（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金に係る業務等）を行う信託銀行、生命保険会社および JA 共済連等に対しては、各事業年度の退職年金等積立金に対して退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）が課税される。

事業主が拠出した掛金は、課税すべき従業員が特定されないことから、従業員へのみなし給与として拠出時に直ちに課税する代わりに、実際に年金の支給を受ける際に課税することとし、それまでの課税繰延の利益を総体的に法人税として徴収するという考え方が採られた。これが、特別法人税の創設当時の考え方である。

確定給付企業年金、確定拠出年金については、年金資産の全額（確定給付企業年金については加入者拠出分を除く）に対して特別法人税が課税されるのに対し、厚生年金基金では、代行部分の 3.23 倍に相当する額までの積立金は非課税とされ、それを超える部分のみが課税されることになっている。

なお、バブル崩壊以降の低金利の継続や企業年金の財政状況を踏まえて、平成 11 年 4 月に特別法人税の課税が凍結され、その後、課税凍結の延長が繰り返され、現在は令和 5 年 3 月 31 日まで課税が凍結されている。（租税特別措置法第 68 条の 5）

(2) 税率

特別法人税は、各事業年度の退職年金等積立金の額に対して 1% を乗じて計算した額と規定されている。（法人税法第 87 条）

さらに、これに地方税（住民税）が課される。

特別法人税の現在の税率 1%は、上述の考え方に従い、次のような根拠に基づいているとされている。この税率は、昭和 43 年に、当時の利子税率等の数値を基に見直されたものであり、その後は見直されていない。

$$\begin{aligned} & (\text{給与所得者の平均上積税率} + \text{住民税率}) \\ & \times (\text{利子税率}) \times (\text{住民税との配分}) \\ & = (12\% + 5\%) \times 7\% \times (1/1.173) \doteq 1\% \end{aligned}$$

4.1.4 給付段階

企業年金からの給付金に関する課税は、給付の発生事由（老齢、障害、死亡）、給付形態（年金、一時金）、及び、制度の種類によって取扱いが異なる。具体的には以下のとおりである。

(1) 老齢給付金

ア. 年金

全額雑所得として課税される（所得税法第 35 条）。ただし、確定給付企業年金で加入者拠出がある場合には、加入者拠出分を控除した上で雑所得として課税される。厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、中小企業退職金共済等の一定の企業年金からの年金給付は、公的年金等控除の対象となる。

ア. 一時金

厚生年金基金と確定給付企業年金では、退職に起因する場合は退職所得、退職以外の場合は一時所得として課税される。確定給付企業年金で加入者拠出がある場合には、年金と同様に加入者拠出分を控除した後に、退職所得(退職所得控除の対象) または一時所得として課税される。

確定拠出年金（企業型）では、老齢給付金は退職所得(退職所得控除の対象)、脱退一時金は一時所得として課税される。

(2) 障害給付金

障害年金・障害一時金ともに非課税扱いとなる。

(3) 遺族給付金

厚生年金基金では、遺族年金および死亡による一時金給付については、租税その他の公課は課税されない。

すなわち、所得税も相続税も課税されない。

確定給付企業年金、確定拠出年金では、遺族年金および死亡による一時金給付ともに相続税の課税対象となる。

なお、遺族の範囲については、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金のそれぞれで、法令上の規定に違いがあるので、注意が必要である。

4.1.5 確定拠出（個人型）

確定拠出年金（個人型）については、拠出段階では、確定拠出年金（企業型）の加入者掛金と同じく、掛金は小規模企業共済等掛金控除の対象になる。（ただし、掛金の拠出限度額の基準は異なる）

また、運用段階で特別法人税が課税されることや、給付段階で老齢給付金としての年金が雑所得（公的年金等控除の対象）、老齢給付金としての一時金が退職所得となる点など、課税の取り扱いは確定拠出年金（企業型）と同じである。

なお、確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金の場合、退職所得控除額の計算に用いる勤続期間は、企業型と個人型の加入期間を合算した期間になる。

4.1.6 各種控除について

(1) 公的年金等控除

4.1.4 に記載のとおり、企業年金の給付段階においては、確定給付企業年金の老齢給付金である年金給付（加入者拠出分を除く）、確定拠出年金の老齢給付金である年金給付等は、公的年金等に係る雑所得として課税される。

公的年金等に係る雑所得は次のように計算され、給与所得など他の所得がある場合はこれらと合計して総所得金額を求めた後、納める税額を計算する。

$$\text{公的年金等に係る雑所得} = (\text{公的年金等の年間収入金額} - \text{公的年金等控除額})$$

公的年金等控除は下表の通り定められている。

(令和 2 年以降)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下の場合

年齢	公的年金等の年間収入額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以 上	330 万円以下	110 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5 \text{ 万円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5 \text{ 万円}$
	770 万円超 1000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5 \text{ 万円}$
	1000 万円超	195.5 万円
65 歳未 満	130 万円以下	60 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 27.5 \text{ 万円}$
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68.5 \text{ 万円}$

	770 万円超 1000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1000 万円超	195.5 万円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合

年齢	公的年金等の年間収入額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	100 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 17.5$ 万円
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 58.5$ 万円
	770 万円超 1000 万円以下	$(A) \times 5\% + 135.5$ 万円
	1000 万円超	185.5 万円
65 歳未満	130 万円以下	50 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 17.5$ 万円
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 58.5$ 万円
	770 万円超 1000 万円以下	$(A) \times 5\% + 135.5$ 万円
	1000 万円超	185.5 万円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 2,000 万円超の場合

年齢	公的年金等の年間収入額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上	330 万円以下	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 7.5$ 万円
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 48.5$ 万円
	770 万円超 1000 万円以下	$(A) \times 5\% + 125.5$ 万円

	1000 万円超	175.5 万円
65 歳未 満	130 万円以下	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 7.5$ 万円
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 48.5$ 万円
	770 万円超 1000 万円以下	$(A) \times 5\% + 125.5$ 万円
	1000 万円超	175.5 万円

(注) 65 歳未満であるかどうかの判定は、その年の 12 月 31 日の年齢による。

なお、社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）では、高齢者・年金に関する税制の方向性について「高齢者の中でも、企業年金を含めて比較的高い年金収入を得ている方や、給与を得ながら年金を得ている方もいるなど、その態様は様々であり、高齢者であっても経済力のある方にはそれに見合った負担を求め、世代内の公平性を確保する必要がある。

また、年金受給者は給与所得者に比べて、課税最低限が高いなど税制上優遇されている状況であり、世代間の公平性の確保も必要である。

こうした観点から、例えば年金収入に応じて控除額が増加していく現行の公的年金等控除について、その仕組みを見直すなど、種々の方策を検討する必要がある。また、老年者控除の復活に係る議論や、配偶者控除の見直しと年金課税との関係、「年金所得」を独立させるなど所得区分の見直しの議論等について、併せて検討を行っていく。

このような年金課税のあり方については、年金の給付水準や負担のあり方など、年金制度そのものと密接に関連する問題であり、今後の年金制度改革の方向性も踏まえた上で、見直していく。」との考えが示され

ている。

(2) 退職所得控除

4.1.4 に記載の通り、企業年金の給付段階においては、退職に起因する確定給付企業年金の一時金給付（加入者拠出分を除く）、確定拠出年金の老齢給付金である一時金給付等の場合には、退職所得として課税される。

退職所得の金額は、次のように計算する。

退職所得の金額＝

（退職手当等（所得税法第 30 条第 1 項に規定する
退職手当等を言う）－退職所得控除額）×1/2

なお、加入者が負担した保険料又は掛金がある場合には、その退職手当等の額から加入者が負担した保険料又は掛金の金額を差し引いた残額を退職手当等として退職所得を算出する。

（注）役員等勤続年数が 5 年以下である人が支払いを受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職を起因として支払を受けるもの（特定役職手当等）については、平成 25 年分以後は退職手当等の額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得の金額になる（1/2 の適用がない）。また、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が 5 年以下であるものをいい、この勤続年数については役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものについては、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち 300 万円を超える部分については、1/2 の適用がない。

退職所得控除は、次のように計算される。

- ・ 勤続年数 20 年以下・・・40 万円×（勤続年数）
（80 万円に満たない場合は 80 万円）
- ・ 勤続年数 20 年超・・・800 万円＋ {70 万円×（勤続年数-20 年）}

障害者になったことが退職の直接の原因である場合は 100 万円加算。

（注）確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の場合の勤続期間は、支払金額の計算の基礎となった期間として、企業型年金加入者期間（確定拠出年金法の脱退一時金相当額等の移換の規定により通算加入者等期間に算入された期間を含む。）と個人型年金加入者期間を合算した期間になる。また、平成 29 年度税制改正により、確定拠出年金以外の制度から資産又は脱退一時金相当額等の移換があった場合におけるその移換を受けた資産又は脱退一時金相当額等の額の算定の基礎となった期間のうち、加入者の年齢が 60 歳に達した日の前日が属する月後の期間及び確定拠出年金の運用指図者期間と重複している期間を含めることとなった。

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額が計算される。

(3) 一時所得

4.1.4 に記載の通り、企業年金の給付段階においては、確定拠出年金（企業型）の脱退一時金の場合には、一時所得として課税される。

また、確定給付企業年金の制度終了に伴う残余財産の分配金等退職を起因としない事由で支給される一時金も一時所得として課税される。

一時所得の金額は、次の算式のとおり。

$$\text{一時所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} - \text{特別控除額(最高 50 万円)}$$

一時所得は、原則として、その所得金額の 1/2 に相当する金額を給与所得などの他の所得の金額と合計して総所得金額を求めた後、納める税額を計算する。

(4) みなし相続財産

確定給付企業年金の遺族給付金、及び、確定拠出年金の死亡一時金は、相続税法上みなし相続財産（被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（以下、退職手当金等）に含まれる給付）として相続税の課税対象になる（被相続人の死亡後 3 年以内に支給額が確定したもの）。

相続人が取得した退職手当金等については、課税価格の計算において一定の非課税限度額（500 万円×法定相続人の数）があり、全ての相続人が取得した退職手当金等を合計した額が、非課税限度額以下のときは課税されない。退職手当金等が非課税限度額を超える場合は、非課税限度額を超える部分が課税価格に算入されることになる。

なお、相続人以外の方が取得した退職手当金等には、非課税の適用はない。

相続税の計算では、みなし相続財産等を含む課税対象財産から計算した課税価格に対し、基礎控除額（3,000 万円＋600 万円×法定相続人の数）があり、さらに各人の相続税の納付額の計算においても各種の税額控除額がある（詳細は国税庁のHPなどを参照のこと）。

4.1.7 退職給与引当金制度について

平成14年度決算より前までは企業が退職給与規程を定めている場合、一定の限度内で退職給与引当金勘定への繰入額を損金に算入することが認められていたが、平成14年の法人税法改正によりこの取扱いは廃止され、税制上の取扱いとしては、当該引当金の残高を4年（中小法人の場合は10年）で取り崩すこととされた。

【留意事項】

本書に記載の税制の内容は令和4年3月末日の法令等に基づいており、法令の改正等により変更になる場合があります。

4.2 退職給付会計

4.2.1 退職給付会計基準の概要

4.2.1.1 平成 10 年会計基準と平成 24 年改正会計基準

企業会計審議会が昭和 43 年に公表した個別意見書「退職給与引当金の設定について」においては、企業年金制度に基づく退職給付の会計処理について、明確な基準が示されていなかった。

平成 10 年 6 月に企業会計審議会より「退職給付会計に係る会計基準の設定に関する意見書」「退職給付に係る会計基準」「退職給付に係る会計基準注解」（以下では、「平成 10 年会計基準」と呼ぶ）が公表された。平成 10 年会計基準では、「我が国において多くの企業が企業年金制度を採用している状況にあって、近年、運用環境の変化等により、将来の年金給付に必要な資産の確保に懸念が生じているといわれている。企業年金に係る情報は、投資情報としても企業経営の観点からも重要性が高まっており、年金資産や年金負債の現状を明らかにするとともに、企業の負担する退職給付費用について適正な会計処理を行い、国際的にも通用する会計処理及びディスクロージャーを整備していくことが必要である。」と、会計基準整備の必要性が示されている。

その後、退職給付を巡る著しい環境変化への対応や、会計基準の国際的なコンバージェンスを進める観点から、部分的な改正が行われた。

さらに、国際的な会計基準における見直しの議論と歩調を合わせ、退職給付に関する会計基準の見直しについて中長期的に取り組むため、

平成 21 年 1 月に、退職給付に関する会計基準等をどのように見直していくかについての検討に資するよう、「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」が、企業会計基準委員会から公表された。

広く意見を求め検討された結果、日本における退職給付に関する会計基準の見直しは 2 つのステップに分け、ステップ 1 においては、以下を取り扱うこととされた。

- ① 未認識数理計算上の差異、及び、未認識過去勤務費用の処理方法の見直し
- ② 退職給付債務、及び、勤務費用の計算方法の見直し
- ③ 開示の拡充

その後、平成 22 年 3 月に、平成 10 年会計基準を改正する公開草案「退職給付に関する会計基準（案）」「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」が、企業会計基準委員会から公表された。寄せられた意見をもとに、さらに時間を掛けて慎重な検討が行われ、公開草案の内容を一部修正したうえで、平成 24 年 5 月 17 日に「退職給付に関する会計基準」「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下では、「平成 24 年会計基準」と呼ぶ）が公表された。

平成 24 年会計基準では、連結財務諸表と個別財務諸表とで、未認識項目（債務）の処理方法に大きな差があることや、個別財務諸表では、勘定科目名が従前のままとされているなど、連結財務諸表と個別財務諸表とで差が生じることとなった。

これは、未認識項目の負債計上が会社法上の分配可能額に影響が及ぶ可能性に対する懸念などの意見に対して、市場関係者の合意形成が十分に図られていない現状を踏まえ、個別財務諸表の取り扱いについては、

当面、平成 10 年会計基準の取り扱いを継続することとされたものである。

4.2.2 基本的な考え方

平成 24 年会計基準でも、平成 10 年会計基準の以下の基本的な考え方が引き継がれている。

- ① 企業から直接給付される退職金と企業年金制度から給付される退職給付を合わせた包括的な会計基準とした。
- ② 退職給付は、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用的支出であり、当期の負担に属すべき金額は、その支出の事実に基づくことなく、その支出の原因又は効果の期間帰属に基づいて費用として認識する「発生主義」の考え方を採用した。
- ③ 将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の費用として計上するとともに負債の部に計上する。また負債の計上にあたって外部に積み立てられた年金資産を差し引くとともに、年金資産の運用により生じると期待される収益を、退職給付費用の計算において差し引く。
- ④ 退職給付の水準の改訂及び退職給付の見積りの基礎となる計算要素の変更等により過去勤務費用及び数理計算上の差異が生じるが、これらは、原則として、一定の期間にわたって規則的に、費用処理する。

4.2.2.1 退職給付債務

(1) 退職給付債務の計算方法

退職時に見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。

(2) 退職給付見込額

退職給付見込額は、予想時期ごとに従業員に支給されると見込まれる退職給付額に退職率及び死亡率を加味して見積もる。

また、「退職給付見込額は、合理的に見込まれる退職給付の変動要因を考慮して見積る。」とされており、「退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職給付の変動要因には、予想される昇給等が含まれる。また、臨時に支給される退職給付等であってあらかじめ予測できないものは、退職給付見込額に含まれない。」とされている。

予想される昇給以外にも、給付額の変動要因となる金融経済的な計算基礎は、退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額の見積りに反映するべきものと考えられる。

(3) 退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額

「期間定額基準」または「給付算定式基準」いずれかの方法（期間帰属方法）を選択して適用する。

ア. 期間定額基準

退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法。平成10年会計基準で原則とされていた方法である。

イ. 給付算定式基準

退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法

なお、この方法による場合、著しく後加重（勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準）となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。

(4) 割引率

退職給付債務等の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。この安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる。

割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならず、次のような方法が例示されている。

ア. 退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法

イ. 退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法

また、平成 29 年 3 月 29 日付の実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」において平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度から平成 30 年 3 月 30 日に終了する事業年度においては、退職給付債務等の計算において割引率の基礎となる安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法を用いることが示された。さらに、平成 30 年 3 月 13 日付の実務対応報告第 37 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い」において、今後マイナス金利を巡る環境に大きな変化が生じ、現状の金利水準が大幅に低下する等の大きな変化が生じる状況にない間については、平成 30 年 3 月 31 日以後も引き続き、二つの方法のいずれかの方法による取扱いを継続することが示された。

4.2.2.2 年金資産

年金資産の額は、期末における時価（公正な評価額）により計算する。「年金資産」とは、特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）等に基づき積み立てられた、次のすべてを満たす特定の資産をいう。

- ア. 退職給付以外に使用できないこと
- イ. 事業主及び事業主の債権者から法的に分離されていること
- ウ. 積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等が禁止されていること
- エ. 資産を事業主の資産と交換できないこと

4.2.2.3 連結財務諸表の会計処理

(1) 貸借対照表

退職給付債務から年金資産を控除した額を「退職給付に係る負債」等の適当な科目をもって固定負債に計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、「退職給付に係る資産」等の適当な科目をもって固定資産に計上する。未認識項目については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に「退職給付に係る調整累計額」等の適当な科目をもって計上する。

未認識項目とは、「数理計算上の差異」「過去勤務費用」のうち、未だ費用処理されていない部分のことをいう。

- ア. 数理計算上の差異

次の理由により発生した額

(ア) 年金資産の期待運用収益と実際の運用実績との差異。

(イ) 退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異。

(ウ) 退職給付債務の数理計算に用いた見積数値の変更による差異
数理計算上の差異は每期発生するが、平均残存勤務期間以内の一定年数で按分した額を当期又は翌期から每期費用処理する。

イ. 過去勤務費用

退職給付制度の改定等に起因して発生した退職給付債務の変動額。平均残存勤務期間以内の一定年数で按分した額を発生時点から每期費用処理する。

(2) 損益計算書及び包括利益計算書

「退職給付費用」は、当期の勤務費用と利息費用による債務の増分から年金資産の期待運用収益を控除して算出する。

また、未認識項目の償却費用も含める必要がある。

退職給付費用

= 勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 + 未認識項目の費用処理額

退職給付債務から年金資産を控除した額が、貸借対照表の固定負債または固定資産に計上され、未認識項目は税効果を調整の上、その他の包括利益累計額に計上されているため、未認識項目のうち損益計算書の費用処理を行う部分については、税効果を調整のうえ、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

これにより、貸借対照表の純資産の部の「その他の包括利益累計

額」から「利益剰余金」に振替が行われることになる。

ア. 勤務費用

勤務費用は、退職給付見込額のうち当期に発生したと認められる額を割り引いて計算する。

イ. 利息費用

利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する。

ウ. 期待運用収益

期待運用収益は、期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて計算する。

エ. 未認識項目の費用処理額

未認識項目の費用処理額は、過去勤務費用、数理計算上の差異を償却するための費用であり、それぞれに対し定めた償却方法により算定する。

4.2.2.4 個別財務諸表の会計処理

(1) 貸借対照表

退職給付債務に未認識項目の額を加減した額から年金資産の額を控除した額を「退職給付引当金」の科目をもって固定負債に計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識項目の額を加減した額を超える場合は「前払年金費用」等の適当な科目をもって固定資産に計上する。

個別財務諸表では、未認識項目の貸借対照表上の取扱いが改正前基準のままであり、この点が連結財務諸表と大きく異なっている。また、勘定科目も改正前基準の名称を用いている。

(2) 損益計算書

退職給付費用については、連結財務諸表と同じく以下のとおりとなる。

退職給付費用

= 勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 + 未認識項目の費用処理額

4.2.2.5 開示について

確定給付制度に係る次の事項について連結財務諸表及び個別財務諸表において注記する。なお、②から⑩について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- ① 退職給付の会計処理基準に関する事項
- ② 企業の採用する退職給付制度の概要
- ③ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- ④ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- ⑤ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
- ⑥ 退職給付に関連する損益
- ⑦ その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- ⑧ 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳

- ⑨ 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む。）
- ⑩ 数理計算上の計算基礎に関する事項
- ⑪ その他の退職給付に関する事項

4.2.2.6 確定拠出制度の会計処理及び開示

確定拠出制度においては、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理するとされている。

また、当該費用は、退職給付費用に含めて計上し、確定拠出制度に係る退職給付費用として注記する。なお、当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理するため、未拠出の額は未払金として計上する。

なお、退職給付会計基準において確定拠出制度に分類されるリスク分担型企业年金（企業の拠出義務が、規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額およびリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないもの）についても、規約に基づきあらかじめ定められた各期の掛金額（ただし、未払金等として計上した特別掛金相当額を除く）を、各期において費用処理するとされており、当該費用は退職給付費用に含めて計上し、確定拠出制度に係る退職給付費用として注記する。

4.2.2.7 複数事業主制度の会計処理及び開示

複数の事業主により設立された確定給付型企业年金制度を採用している場合において「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないとき」には確定拠出制度と同様に毎年度の要拠出額を退職給付費用として処理する。

この場合、以下の注記を行うことになっている。

- ① 年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算

上の給付債務の額及びその差引額)

② 年金制度全体の掛金等に占める自社の割合

③ これらに関する補足説明

なお、重要性が乏しい場合には当該注記を省略できる。

4.2.2.8 退職給付制度間の移行又は退職給付制度の改訂

退職給付制度間の移行又は退職給付制度の改訂により、退職給付債務が増加又は減少する場合があるが、これには支払等を伴わない場合と伴う場合があり、会計処理が異なる。

退職金規程等の改訂に伴い退職給付水準が変更された結果、退職給付債務が支払等を伴わず増加又は減少する場合は「退職給付債務の増額又は減額」として退職給付債務の増加部分又は減少部分を退職給付会計上の過去勤務費用として会計処理する（4.2.2.3(1)イ．参照）。

この場合、過去勤務費用は規程等の改訂日（*）現在で認識・測定されることが合理的な方法であるとされている。

また、退職給付制度が廃止される場合や、退職給付債務が支払等を伴って減少する場合は、「退職給付制度の終了」としての会計処理が適用される。

（*）改訂日とは「労使の合意の結果、規程や規約の変更が決定され周知された日」のことをいい、施行日とは「改訂された規程や規約の適用が開始される日」のことをいう。

4.2.2.9 退職給付制度の終了

(1) 退職給付制度の終了

ア. 退職給付制度を廃止する場合

退職金規程の廃止、厚生年金基金の解散、基金型確定給付企業年金の解散又は規約型確定給付企業年金の終了

イ. 退職給付制度間の移行又は制度の改訂により、退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合

支払等には次のものが該当する。

- ・ 年金資産からの支給又は分配
- ・ 事業主からの支払又は現金拠出額の確定
- ・ 確定拠出制度に分類される退職給付制度への資産の移換

(2) 確定給付型の退職給付制度間の移行

原則として移行前後の制度を一体のものとみなし、退職給付制度の終了には含めない。

(3) 大量退職

大量退職とは工場の閉鎖や営業の停止等により、従業員が予定より早期に退職する場合であって、退職給付制度を構成する相当数の従業員が一時に退職した結果、相当程度の退職給付債務が減少する場合をいう。このような場合の退職給付の支払等を伴う減少部分の会計処理については、退職給付制度の一部終了に準ずる。

(4) 退職給付制度の終了の会計処理

退職給付制度の終了時点（*1）で、

ア. 「終了した部分に係る退職給付債務(*2) - 減少分相当額の支払等の額」を損益として認識する。

イ. 未認識過去勤務費用、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は、終了部分に対応する金額を、終了した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識する。

ウ. 原則として上記ア、イは、特別損益に純額で表示する。

(*1) 終了時点は具体的には以下のように考えられるとされている。

- ・ 退職金規程を廃止する場合… 退職金規程の廃止日
- ・ 厚生年金基金制度を解散する場合… 厚生年金基金制度の解散の日
- ・ 確定給付年金制度において、年金資産からの分配が行われる場合
…分配を伴う改訂規程等の施行日
- ・ 確定給付年金制度の一部について確定拠出年金制度へ資産を移換する場合…移換を伴う改訂規程等の施行日
- ・ 退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ資産を移換する場合…移換を伴う改訂規程の施行日
- ・ 退職一時金制度の一部を給与として支払う方法への変更等に伴って、過去勤務期間分の一部を支払う場合…改訂規程の施行日

ただし、廃止日又は施行日が翌期となる場合であっても、規程等の改訂日が当期中であり、終了損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該損失の額を当期の退職給付費用として計上する必要がある。

(*2) 終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する。

4.2.3 数理実務基準と数理実務ガイダンス

4.2.3.1 退職給付会計に関する数理実務基準

「退職給付会計に関する数理実務基準」は、企業会計基準委員会から公表されている「退職給付に関する会計基準」、及び、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、併せて「退職給付会計基準」という。）に沿って、企業等（以下、「依頼者」という。）からの依頼により、退職給付会計に関する債務及び費用の計算、助言、並びに、それらに関連する業務（以下、「本専門業務」という。）を行う場合に、公益社団法人日本年金数理人会（以下、「年金数理人会」という。）の会員、又は、公益社団法人日本アクチュアリー会（以下、「アクチュアリー会」という。）の会員が遵守すべきものとされている。

例えば、専門能力については以下のとおり規定されている。

4. 専門能力

会員は、本専門業務を依頼されたときは、自己の能力及び経験その他に照らして、それを引き受ける専門能力を有していると判断した場合でなければその業務を行ってはならない。この専門能力には、最新の退職給付会計基準、それに関連する会計基準の理解、及び、年金数理人会とアクチュアリー会が合同で公表する「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の理解が含まれる。

（注）退職給付会計基準が国際会計基準（IAS）第 19 号（Employee Benefits）（以下、「IAS19」という。）とのコンバージェンスを意図したものとなっていることから、会員は、本専門業務を行うにあたって、IAS19、及び、それに関連する会計基準

の理解が望まれる。

4.2.3.2 退職給付会計に関する数理実務ガイダンス

「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」は、企業会計基準委員会から公表されている「退職給付会計基準」に沿って、本専門業務を行う場合に、参考になる数理的な実務を説明する教育的資料である。

本ガイダンスの理解は、「退職給付会計に関する数理実務基準」において、年金数理人会の会員、又は、アクチュアリー会の会員が、本専門業務を行うにあたって有すべき専門能力に含まれるとされている。

また、国際会計基準との関係については以下のとおり記載されている。

会計基準及び適用指針は、国際会計基準（IAS）第 19 号（Employee Benefits）（以下、「IAS19」という。）とのコンバージェンスを意図したものとなっているが、両者の間には違いがある。本ガイダンスは、本専門業務の理解の助け、又は、対比として IAS19 に言及する場合があるが、IAS19 に関して参考になる実務を説明する意図をもって作成したものではない。

4.3 国際財務報告基準（IFRS）の概要

4.3.1 IFRS

International Financial Reporting Standard (IFRS)は、International Accounting Standards Board (IASB：国際会計基準審議会)が公表している財務報告に関する基準である。

その他に、IASBは、機構改革前の組織である International Accounting Standards Committee (IASC：国際会計基準委員会)によって公表された International Accounting Standards (IAS：国際会計基準)を機構改革時に一旦承認し、取入れた上で、継続的な改正を加えている。

International Financial Reporting Interpretations Committee Interpretations (IFRIC)は、IFRS Interpretations Committee (IFRS-IC：国際財務報告解釈指針委員会)が開発している、IFRSs および IASs を適用する際に生じる疑問点等に関する解釈指針である。IFRICの名称は、IFRS-ICの従前の名称に由来している。

IASと同様、IASBは、IFRS-ICの機構改革前の組織である Standard Interpretations Committee (SIC：解釈指針委員会)により開発された Standard Interpretations Committee Interpretation (SIC)も、機構改革時に一旦承認し、取り入れた上で、IFRS-ICが継続的な改正を加えている。

IFRICとSICは、IASBの承認を得て公表される。

これら全体によって構成される基準の全体を、IFRSs（国際財務報告基準）と呼ぶことが通例である。

4.3.2 IAS19

年金アクチュアリーにとって、退職給付会計に関する専門業務は主要な業務領域の一つであると考えられる。IFRSs に沿って退職給付会計に関する専門業務を行う場合には、IAS19 (Employee Benefits) を理解する必要があることは当然である。また、日本の退職給付会計基準がIAS19 とのコンバージェンスを意図したものとなっていることから、日本の会計基準に沿った退職給付会計に関する専門業務を行う場合にもIAS19 を理解することが望まれる。

4.3.2.1 IAS19 の構成

以下では、アクチュアリーが、IAS19 に関する業務を行うにあたり、IAS19 を読む上で知っておくべき、IAS19 を構成する「基準」「結論の根拠」「設例」の位置付けや留意すべき事項について記述する。

(1) 基準

IFRSs は、プリンシプル・ベース（原則主義）で書かれているとされている。プリンシプル・ベースの意味は、原則を明らかにする書きぶりということである¹。これに対するものは、ルール・ベースと呼ばれる。

プリンシプル・ベースでは、原則のみが記されているため、実際の業務では、アクチュアリーが具体的な判断をする必要があると考えてしまう人がいるかもしれない。しかし、これは誤りであって、財務報告に記されるすべての情報は、財務報告の主体である企業に責任があり、したがって、すべての判断の責任は企業にある。

一方で、IAS19 は、退職給付債務の測定について、企業が、資格を有

¹ Sir David Tweedie "Can Global Standards Be Principle Based?"参照

するアクチュアリーを活用することを推奨している。こうした企業等の依頼に基づき、アクチュアリーが助言を行うにあたっては、アクチュアリーは、専門家（プロ）としての責任を負うと考えられることに留意すべきである。

(2) 結論の根拠

結論の根拠には、基準に関する結論に至る経緯等が記述されている。この部分は、基準の理解を助けるためになるものであると考えられる²。

(3) 設例

IAS19 には、多数の設例が示されているが、これらは基準の理解を助けるための、あくまでも参考であり、基準ではないと考えられる³。特に気を付けなければならないことは、設例は、判断の基準や判断の境界線を表すものではないと考えられる点である。

(4) 原典（英語版）と日本語翻訳版の位置付け

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成 21 年金融庁告示第 69 号）」において、「国際会計基準は、英国ロンドン市キャノンストリート三十に所在する国際財務報告基準財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であって、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。」と規定されている。これを見る限り、原典（英語版）の IFRSs を指しているように感じら

² Sir David Tweedie "Can Global Standards Be Principle Based?"参照

³ Sir David Tweedie "Can Global Standards Be Principle Based?"参照

れる。しかし、2010年4月に、金融庁が公表した「国際会計基準（IFRS）に関する誤解」では、「日本語翻訳版に基づいて作成すれば、金融商品取引法上認められる」としている。

このように、金融庁が日本語訳に基づくことを容認するとしても、日本語版が、原典のニュアンスを正しく表しているとは限らないことから、アクチュアリーは、専門家（プロ）として、原典を踏まえる姿勢が推奨され、疑問がある場合には、原典にあたって検討するべきである。

4.3.2.2 IAS19に関する数理実務基準

2016年3月28日に公益社団法人日本年金数理人会および公益社団法人日本アクチュアリー会は「IAS19に関する数理実務基準」を公表した。

公益社団法人日本年金数理人会の会員および公益社団法人日本アクチュアリー会の会員がIAS19に関する専門的な業務を行う場合には、「IAS19に関する数理実務基準」の遵守が必要である。

< 「IAS19 に関する数理実務基準」の前文 >

本実務基準は、International Accounting Standards Board から公表されている International Accounting Standard 19 Employee Benefits (以下、「IAS19」という) に沿って、企業等 (以下「依頼主」という) からの依頼により、対象企業の債務及び費用の計算、助言、並びにそれらに関連する業務 (以下「本専門業務」という) を行う場合に、公益社団法人日本年金数理人会 (以下、「年金数理人会」という) の会員、又は、公益社団法人日本アクチュアリー会 (以下、「アクチュアリー会」という) の会員が遵守すべきものである。

本実務基準は、2018 年 2 月までに公表 (改定を含む) された IAS19、及び、その International Financial Reporting Interpretations Committee Interpretation (以下、「IFRIC 解釈指針」という) を前提としている。

また、2016 年 1 月 29 日の公開草案公表時の文書には次のような記載があり、国際アクチュアリー会で作成された ISAP と整合的であることが分かる。

<公開草案公表時の文書（一部を抜粋）>

なお、この案は、International Actuarial Association（国際アクチュアリー会）の Council で 2015 年 4 月 11 日に承認された International Standard of Actuarial Practice 3, Actuarial Practice in Relation to IAS 19 Employee Benefits、及び、それと連動して適用される International Standard of Actuarial Practice 1, General Actuarial Practice と整合的であると考えております。

（資料）日本アクチュアリー会ウェブサイトより引用

さらに、2019 年 5 月 17 日付および 2021 年 12 月 20 日付で、International Actuarial Association（IAA：国際アクチュアリー会）の Council で 2018 年 12 月 1 日に承認された、International Standard of Actuarial Practice 1, General Actuarial Practice（ISAP1）の改定、及び、International Standard of Actuarial Practice 3, Actuarial Practice in Relation to IAS 19 Employee Benefits（ISAP3）の修正を反映した「IAS19 に関する数理実務基準」の改定を公表している。

【参考文献】

○国税庁 ウェブサイト

<http://www.nta.go.jp/>

○企業年金に関する基礎資料

平成 26 年 12 月 企業年金連合会

○退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書

平成 10 年 企業会計審議会

○会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」

平成 11 年 日本公認会計士協会

○「企業会計基準適用指針第 1 号 退職給付制度間の移行等に関する会計処理」の公表

平成 14 年 企業会計基準委員会

○企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表

平成 24 年 企業会計基準委員会

○退職給付会計に関する数理実務基準・数理実務ガイダンス

日本年金数理人会、日本アクチュアリー会

○IFRS 財団、および、IASB ウェブサイト

<http://www.ifrs.org/Pages/default.aspx>

○ASBJ プレスリリース (HP)

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/2015.shtml

○金融庁報道発表資料 (HP)

<http://www.fsa.go.jp/news/>

○IAS 19

IASB

○Sir David Tweedie "Can Global Standards Be Principle Based?"

JARAF vol2, 2007/1